

児童扶養手当・特別児童扶養手当制度をご存じですか？



児童扶養手当とは

父母の離婚、父の死亡などによって父と生計を同じくしていない児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日まで。一定の障害がある場合は20歳まで）や、父に一定の障害のある児童を養育している母または養育者のかたに支給される手当です。ただし、次のような場合は、手当を受けられません。

公的年金（老齢福祉年金を除く）を受けることができる場合
児童が児童福祉施設等に入所している場合（母子生活支援施設等を除く）

児童扶養手当の金額

子ども の人数	月額（全部支給）	月額（所得制限 による一部支給）
1人	41,720円	41,710円 9,850円
2人	46,720円	41,710円 9,850円 + 5,000円
3人 以上	1人につき3,000円を加算	

手当は4月、8月、12月に4か月分ずつ支払われます。

特別児童扶養手当とは

精神または身体に一定の障害がある児童（20歳未満）を育てているかたに支給されている手当です。

ただし、次のような場合は手当を受けられません。

児童が障害により公的年金を受けられることができる場合
児童が児童福祉施設に入所している場合

障害の状態	月額（1人について）
1級（重度）	50,750円
2級（中度）	33,800円

手当は4月・8月・11月に4か月分ずつ支払われます。

所得制限について

児童扶養手当、特別児童扶養手当ともに、資格のあるかたは、所得にかかわらず申請できます。

ただし、申請するかたや、その配偶者、及び同居等生計を同じくする扶養義務者の所得により、手当の支給が制限・停止になることがあります。

児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給要件を満たしていると思われるかたは、福祉課児童福祉担当まで認定請求をしてください。手当の支給は認定請求した月の翌月分からはなります。

申請・問合せ

福祉課児童福祉担当
内線162・164

～町内循環バスは3月いっぱいまで廃止になります～



町内循環バスの廃止につきましては、昨年12月号の広報しらおかでお知らせしたところですが、3月30日が最後の運行日となります。

ご利用いただいております皆様には、たいへんご不便をおかけしますが、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

長い間、ご利用いただきまして、誠にありがとうございました。

問合せ 町民活動推進課 内線355